

農業委員会総会議事録

第5回農業委員会

1. 開会日時 平成26年8月21日(木) 午前 9時30分

2. 閉会日時 平成26年8月21日(木) 午前10時30分

3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3

4. 出席者

委員(全16人中15人出席)

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	12番 尾野康雄
	4番 石黒隆夫	13番 安藤茂市
	5番 安藤修一	14番 坪井弘美
	6番 稲垣信義	15番 河村活敏
	7番 坪井邦夫	16番 安藤丁士
	8番 丹羽明生	

欠席者 11番 坪井 茂

事務局 2名

事務局長 蟹江 建設課長

事務局員 霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 報告事項

(1) 農地法第5条届出受理状況について

6. 配布資料

- ① 農地法第5条関係（届出）
- ② 平成26年度農業委員・職員等研修会について（案内）
- ③ 別紙資料
- ④ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ⑤ 新旧対照表
- ⑥ 平成26年度農業委員活動記録カード集計表、農業委員活動記録カード
- ⑦ 確認事項について

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日はご多忙にもかかわらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第5回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したものの以外に、「別紙資料」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「新旧対照表」、「平成26年度農業委員活動記録カード集計表」と「農業委員活動記録カード」がセットになったもの、上2枚が「集計表」で3枚目から「記録カード」が、10枚セットになったものを併せてクリップ止めされた資料があります。こちらは農業委員活動に使用して下さい。また「資料2確認事項について」というホチキス止めされた2枚の資料を用意させていただきました。全部で5点を配付させていただきましたので、ご確認ください。

基本構想については最後のその他にて説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

それでは始めに、会長よりごあいさつ申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

皆様おはようございます。昨今、中国地方特に広島では重大な災害

が発生しています。豊山町は比較的安穏な土地でよかったなと思っています。あのような災害があると農地も大変で後の復旧が難しいと思います。災害にも耐えうるような町の農業方策を進めていただきたいと思います。今後とも皆様方のお力をお借りして一生懸命頑張っていこうと思っています。本日は御苦労さまです。

【出席人数確認】

安藤会長

本日の欠席者は坪井茂委員で、職務代理の柴田委員は若干遅れてこられます。よって定足数に達しておりますので、ただいまから農業委員会総会を開催します。

【議事録署名者指名】

安藤会長

議事録署名者を3番の岡島委員と4番の石黒委員にお願いします。

【報告事項】

安藤会長

本日の議題はなく、報告事項1件ですので、事務局から説明願います。

事務局員

農地法第5条の届出は、権利移動を伴う市街化区域内の農地を転用する際の届出です。

～資料1 農地法第5条届出受理状況朗読～

以上で届出受理状況の説明を終わります。

～柴田委員入室～

安藤会長

農地法第5条の届出受理状況の説明が終わりました。質疑・意見のある方はご発言願います。

A委員

当該場所は、農地法第5条でいうと市街化区域と市街化調整区域の2つに分かれています。今回の件については市街化調整区域でよろしいですか。

事務局長

本件は市街化区域となっています。

A委員

それでは、この件については届出だけでよく、審議することはないということよろしいですか。

事務局長

はいそうです。

A委員

もし当該地区が市街化調整区域内だった場合は、なんらかの審議を必要としますか。

事務局長

その場合は、農業委員会の意見を付して県に進達することになります。農地法第5条の市街化区域内は届出のみになります。

B委員

今回届出があったこの場所は現在畑だと思います。農地転用の関係で隣人とトラブルになった場合はどうするのでしょうか。

事務局長

農地法は隣地承諾を義務付していません。それなので転用される方に隣地の調整をしていただいています。農地法の届出、許可の申請について、隣地その他に問題がある場合は申請者が責任をもって解決するという善意のもとに申請をしてもらっています。そういったことに基づいて許可等検討するということになっています。

B委員

5条の場合は市街化区域だから事後承諾という解釈でよろしいですか。

事務局長

今回は届出でしたので、届出者に受理通知を出しています。という報告になります。市街化調整区域の場合は5条でも許可案件になりますので、届出がありましたということではなく、このような申請がありましたという扱いになります。

B委員

そういう場合はどうなりますか。

事務局長

農業委員会の意見を付して愛知県に進達します。そして愛知県知事が許可します。

B委員

農地転用の書類が事務局から送られてきた時点で、農業委員として農地転用の申請があった場所を確認する必要がありますか。

事務局長

近くであるなら現場を見ていただきたいと考えています。

B 委員

事務局から送られてきた農地転用の書類に許可と書かれていたら、現地を確認することが必須ということによろしいですか。

事務局長

時間の許す限りお願いしたいと考えています。

安藤会長

そのほかにご意見等ございましたらどうぞ。

質問等ないようですので、本日の報告事項である農地法第5条の届出受理状況の報告を終了します。以上で本日の農業委員会総会の日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

8. その他

事務局から以下のとおり事務連絡を行った。

(1) 次回の会議についての案内。

日時：平成26年9月25日（木）午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：9月11日頃郵送予定

(2) 転作の現地確認についての案内。

日時：平成26年8月28日（水）午前8時30分から

場所：役場3階 会議室3、4

(3) 農業委員会臨時総会開催についての案内。

日時：平成26年9月3日（水）午前10時から

場所：役場3階 会議室4

(3) 平成26年度農業委員・職員等研修会日程についての案内。

日時：平成26年9月3日（水）午後1時30分から

場所：名古屋文理大学文化フォーラム（稲沢市民会館）

集合：スカイプール駐車場に午後0時45分集合・出発

※出欠の確認を取る。

(4) 農地転用届出の通知についての説明。

- (5) 農業委員活動記録カードについての説明。
- (6) 農業経営基盤強化促進法の変更についての説明。
- (7) 資料について個人で処理できない場合は、事務局でシュレッター処理する旨の説明。

9. 農地転用件数

7月農地転用件数					農地転用累計			
農地法適用条項		件数	面積㎡	地区	農地法適用条項		件数	面積㎡
3条	許可	0	0.00	青山	3条	許可	1	190.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	6	3,448.00
		0	0.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	13	7,127.34
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	1	325.00
		0	0.00	豊場				
	届出	1	197.00	青山		届出	30	15,897.00
		1	205.00	豊場				

※ 累計については平成26年1月～平成26年12月(再申請分を含む)

議事録署名人 (会長及び出席委員2名)

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政係の窓口で縦覧することができます。